

# 外国為替検査ガイドライン

## 第1章 外国為替検査ガイドラインの概要について

### 1. 外国為替検査ガイドライン策定の背景と目的

外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）は、対外取引が自由に行われることを基本としている。ただし、「自由」の例外、すなわち対外取引に対する必要最小限の管理又は調整を行う場合として、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」又は「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」には、主務大臣（財務大臣及び経済産業大臣）は、所要の経済制裁措置を発動することができることとなっている。なお、現時点で発動されている同措置は、イラク前政権の機関等及びイラク前政権の高官又はその関係者等、タリバーン関係者等やテロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等やイランの核活動等に関与する者などに対する資産凍結措置等がある。

平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生以降、テロ資金対策の強化は国際的な重要課題の一つとなっており、外国為替検査（以下「外為検査」という。）は、国際的な協力の下で行われるこれらの資産凍結等の措置の実効性を担保する観点から、外為法第68条第1項の規定及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）第16条第1項の規定に基づき、金融機関等に課された外為法令及び犯収法令（以下「外為法令等」という。）に係る諸義務の遵守状況を確認するために実施している。また、平成15年1月には、外為検査の検査事項及び検査方法等に関する細目として、外国為替検査マニュアル（以下「検査マニュアル」という。）を整備・公表し、外為検査における評価基準の明確化、金融機関等における関係法令等遵守のための内部管理態勢の整備・促進等を図ってきたところである。

他方、国際社会がテロ等の脅威に直面する中、時々に変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応する必要性が高まっており、国際的にも、金融活動作業部会（Financial Action Task Force。以下「FATF」という。）が平成24年に公表した「40の勧告」において、リスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」、以下「RBA」という。）の導入が求められている。また、金融機関等に対して、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ロンダリング等」という。）のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを求めるべきとしている。

外為検査を企画・立案・実施する財務省は、これまで関係法令の改正や新たな資産凍結等経済制裁措置の実施等に併せて、検査マニュアルを随時改正してきたが、こうした

国際的な要請も踏まえつつ、金融機関等における外為法令等の遵守態勢整備、特に外為法第17条に規定する確認義務の履行において、ルールとチェックリストを中心とした枠組みから、RBAを明示的に取り入れたより効果的な枠組みへの移行が不可欠との認識の下、FATFの勧告6及び勧告7が金融機関等へ向けた資産凍結措置に関するガイダンスの提供を求めていることを念頭に置きつつ、検査マニュアルを発展的に改組し、金融機関等が主体的かつ積極的にRBAを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目を詳述した外国為替検査ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定することとした。

## 2. 外国為替検査ガイドラインの対象者

外為検査は、外為法第68条に規定する外為法の適用を受ける取引、行為若しくは支払及び支払の受領（以下「支払等」という。）を行った者を検査対象としている。本ガイドラインでは、オフサイトでのモニタリング実施や関係当局間の連携等財務省の行動についても記載しているが、上記の外為検査対象者に向けての検査指針であり、資産凍結等経済制裁措置の履行を担保する外為法第17条又は第17条の3の義務が課される銀行等及び資金移動業者が含まれるほか、犯収法第2条第2項第38号に掲げる両替業務を行う特定事業者（以下「両替業者」という。）も含むものとする。

本ガイドラインの対象者（以下「検査対象先」という。）は、関係法令や本ガイドライン等の趣旨を踏まえた実質的対応を行うことが求められる。

## 3. 外国為替検査実施にあたっての基本的考え方

外為検査では、外為法令等の適用を受ける取引又は行為の当事者となる若しくは関与する検査対象先が、外為法令等に基づく義務等を遵守しているか否かを確認する。また、検査対象先が外為法令等に基づく義務等の履行にあたり、リスクに対応した態勢がとられているかについても確認する。

具体的には、以下の検査事項についての検査を行う。

### (1) 外為法令等遵守のための内部管理態勢全般

法令等遵守態勢の整備・確立状況、規定の整備状況、チェック態勢の整備状況等

### (2) 資産凍結等経済制裁に関する外為法令の遵守状況

- ① 外為法第16条1項、21条第1項又は25条第6項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可取得状況（同法第67条第1項の規定に基づく許可条件の遵守状況を含む。）
- ② 外為法第17条の規定に基づく確認義務の履行状況

(3) 本人確認義務等に関する外為法令の遵守状況

外為法第18条1項から第3項まで、第18条の3、第22条の2及び第22条の3の規定に基づく本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等の履行状況

(注)両替業務については、犯収法第4条第1項から第5項までの規定に基づく取引時確認等、同法第6条の規定に基づく確認記録の作成義務等及び同法第7条の規定に基づく取引記録等の作成義務等の履行状況（両替業務に係るものに限る。）についての検査も併せて行うものとする。

(4) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況

外為法第21条第4項の規定に基づく命令の規定による特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項の遵守状況（同法第67条第1項の規定に基づく許可又は承認に付す条件の遵守状況を含む。）

(5) 両替業務に係る疑わしい取引の届出等に関する犯収法令の遵守状況

犯収法第8条の規定に基づく疑わしい取引の届出義務等の履行状況

(6) 外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の遵守状況

犯収法第10条の規定に基づく外国為替取引に係る通知義務の履行状況

(7) 外為法第6章の2の規定に基づく報告義務の履行状況

(8) (1)から(7)までに掲げる事項に関連する外為法令等の遵守状況

各検査事項の具体的な検査項目については、第2章の「外国為替検査の検査項目について」に記載のとおりであるが、外為検査にあたり、検査対象先に求められる外為法令等遵守のための態勢整備の内容や水準等は、その業態や業務の実態等によって異なるものとなるため、検査対象先は、本ガイドラインの具体的な検査項目を参照の上、自らのリスクを勘案した態勢の整備を行うことが求められることに留意する。

また、検査対象先が外為法令等を遵守するための最低基準を検査時点において充足していても、それが将来にわたっても満たされることを保証するものではない。それゆえ、財務省は、情勢の変化等に機動的かつ実効的に対応するために、足元では本ガイドラインに準拠した態勢整備がされている検査対象先を含め、RBAの考え方に沿って、外為法令等を遵守するための内部管理態勢に関する定期的かつプロアクティブなオフサイトでのモニタリングを実施し、予防的に問題点を把握するとともに、外為検査等の実施を通じて入手した情報を踏まえて改善対応を求めていく必要がある。これにより、これまで内部監査ヒアリング等を通じて把握していた個別の外為検査時点での検査対象先の

問題点等情報や特性が外為検査と外為検査とのインターバル期間に関わらず、継続的に把握することが可能となり、財務省としても、RBAに根差した外為検査手法の充実も図られることになる。

上記を踏まえ、外為検査等において把握した不備事項については、検査対象先の当該不備事項に関する責任者又は担当部署は発生した原因等を検証するため、外為検査の検査官との間での双方向の議論を通じてその問題点を認識する必要がある。また、認識した問題点に基づく再発防止策を策定することにより、もって検査対象先には、外為法令等遵守態勢の自主的な改善が求められる。

なお、外為法令等の規定に違反する事態が生じた時には、財務省が当該法令に照らして、本ガイドラインで求める内部管理態勢等にどの程度準拠した態勢整備を行っているかも含め、当該検査対象先の法令遵守が適切に行われるための是正措置等行政上の対応を行うことにも留意する。

#### **4. 関係当局間の連携**

時々変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応するためには、財務省は、検査対象先との間での個別かつ具体的な双方向の議論のみならず、関係当局との連携を進めていく必要がある。とりわけ、金融機関等を監督する立場の金融庁との連携を深めることは、顧客管理、リスク評価及び取引モニタリング・フィルタリング等様々な分野において、国際的な議論及び先進的な取組み等についての情報共有のほか、モニタリングやアウトリーチ等のあり方についての意見交換等を通じて、オフサイト・モニタリング及び外為検査の実効性並びに効率性の向上が図られることが期待できる。また、必要に応じ、外国当局と情報交換を行うことも有効である。